様式第21号の４（第32条関係）（表面）

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １氏 名 | | |  | | | ２ 受給資格証番号 | | | | |  | |
| ２住 所 | | | 〒 | | | | | | | | | |
| 事  業  主  の  証  明 | | ４  就職先の  事業所 | 名称 |  | | | | 事業所番号 | | ―　 　― | | |
| 所在地 | 〒  　　　　　　　　　　　　　（電話番号　　　　　　　　　） | | | | | | | | |
| ５　一週間の所定労働時間 | | 時間　 分 | ６ 求人申込み時等に明示した賃金額（月額） | | | | | | | 万　　千円 |
| ７ 雇用期間中の賃金支払い状況 | | | | | | | | | | |
| 1. 賃金支払対象時間 | |  | 1. 賃金額 | | | | | | | 1. 備考 |
|  | | 1. の   基礎日数 |  | |  | | 計 | | |
|  | |
|  | |
| 月　　 日～　　月　 　日 | |  |  | |  | |  | | |  |
| 月　　 日～　　月　 　日 | |  |  | |  | |  | | |
| 月　　 日～　　月　 　日 | |  |  | |  | |  | | |
| 月　　 日～　　月　 　日 | |  |  | |  | |  | | |
| 月　　 日～　　月　 　日 | |  |  | |  | |  | | |
| 月　　 日～　　月　　 日 | |  |  | |  | |  | | |
| 月　　 日～　　月　　 日 | |  |  | |  | |  | | |
| 就職年月日～　　月　 日 | |  |  | |  | |  | | |
| ８　上記の記載事実に誤りがないことを証明する。  　　　　　　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業主氏名　　　　　　　　　　　　㊞  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人のときは名称及び代表者氏名） | | | | | | | | | | |
| 退職手当条例施行規則第３２条の規定により、上記のとおり就職促進定着手当に相当する退職手  当の支給を申請します。  　　　　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者氏名　　　　　　　　　　　　㊞  青森県市町村職員退職手当組合長　殿 | | | | | | | | | | | | |
| 備  考 |  | | | | | | | | | | | |

様式第21号の４（裏面）

注　意　事　項

１　この申請書は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して6ヵ月に至った日の翌日から起算して２ヵ月以内に、原則として、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長に提出すること。

２　この申請書は、受給資格証を添えること。

３　申請者にあっては１欄から３欄まで及び９欄、当該申請者を雇用した事業主にあっては４欄から８欄までをそれぞれ記載すること。ただし、１欄から３欄までは、再就職手当に相当する退職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。

４　申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。

５　事業主の記載事項

　⑴　５欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から６ヵ月に至った時点における一週間の所定労働時間を記載すること。

　　⑵　６欄は、事業主が求人の申し込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額（月額）を記載すること。

⑶　７欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日（賃金締切日が１暦月中に２回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者のついては暦月の末日をいう。以下同じ。）まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。

⑷　８欄において、４欄から７欄までの記載事項の証明を行うこと。

６　事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処されることがある。